

2018 年度秋季大会託児助成試行要領

1. 目的

託児を要する大会等発表者の便宜を図るため、2018 年度春季大会に引き続き、秋季大会においても、託児助成をすることになりました。本要領では、託児助成に関する必要な事項を定めることとします。なお、今回の託児助成も試行段階と位置付けます。2019 年度春季大会以降につきましては、このたびの試行を踏まえまして別途検討をして参ります。

2. 託児助成利用対象者

2018 年度秋季大会での発表者で、養育している未就学児を託児所へ預ける場合に限り
ます。

3. 申請方法

- (1) 利用者は、2018 年 10 月 10 日までに、大会委員会事務局に所定の申請書（別添）を提出してください。
- (2) 大会委員会事務局で申請書を受領しましたら、受領メールをお送りいたします。受領メールをご確認いただきましたら、申請完了です。

4. 助成額

- (1) 本費用助成に充てた予算額を充てるものとします。
- (2) 助成申請は発表者 1 人 1 件のみの申請となります。申請 1 件につき 1 日最大 5,000 円、または実費額（どちらか低い方）を助成します。
- (3) 申請総額が、2018 年度秋季大会に充てられた予算を超えたときは（2）の助成額によらず、当該予算を助成申請に按分した額を助成します。ただし、1 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てます。
- (4) 助成見込み額は申請を締め切った後にご連絡します。
- (5) 助成額の決定は実際の利用者数が確定した後にご連絡します。

5. 助成金の請求

- (1) 大会終了後 1 ヶ月以内に、託児の事実を証明する書類（託児所の領収書など、利用日、利用料金などが明記されているもの）を大会委員会事務局までご郵送ください。
- (2) 大会委員会事務局は（1）のすべての書類が大会委員会事務局に到着後 1 ヶ月以内に、利用者が指定した口座に助成金を振り込みます。

6. その他

- (1) 託児施設選定は利用者が行うものとします。手配にかかる費用は利用者がお支払ください。
- (2) 助成対象日数は会期中の2日を上限とします。
- (3) 所定の期日までに申請がない場合は、申請はないものとみなします。

提出先：大会委員会事務局

〒101-0065 東京都千代田区西神田 2-4-1 東方学会新館 2F

電話：03-3262-4291 FAX：03-5216-7552

Email：taikai-office@nkg.or.jp